

○湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成16年10月1日

告示第96号

改正 平成17年4月1日告示第17号

平成20年3月25日告示第35号

平成23年6月1日告示第78—4号

平成26年4月1日告示第87号

令和2年4月1日告示第45—7号

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定するため、湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する必要な事項について、調査、検討する。

(委員)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 人権擁護関係者
- (5) 住民組織の代表者
- (6) 被保険者の代表
- (7) 湖南省介護保険条例（平成16年湖南省条例第136号。以下「条例」という。）第6条に規定する湖南省介護認定審査会の代表及び条例第21条に規定する湖南省地域包括支援センター運営協議会の代表
- (8) サービス提供事業者の代表
- (9) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、計画策定年度の3月31日までとする。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長とする。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聞くことができる。

(庁内検討委員会)

第6条 市長は、委員会の所掌事務に関する連絡調整を図るため、庁内検討委員会を設置することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、計画の策定に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

付 則（平成17年告示第17号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成20年告示第35号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成23年告示第78—4号）

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

付 則（平成26年告示第87号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年告示第45—7号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。